

育成料のあり方について

1. 町田市の学童保育クラブとは

仕事をしているなどの理由で、児童の保護者が日中不在になるご家庭の児童をお預かりし、適切な遊びと生活の場を提供して、その健全な育成を図るところ。

■ 入会できる児童

町田市に在住し、保護者が就労等により日中不在になるご家庭の児童（1～6年生）

※ 児童 1 人で通うことが基本（保護者等のお迎えも可能）

■ 入会できるクラブ

通学する小学校区にある学童保育クラブ

※ 市内に 42 クラブ（一部を除き小学校敷地内にあり）

■ 開所日・時間

○ 月～金曜日：下校～18 時

○ 春・夏・冬休み／土曜日／振替休日：8 時 30 分～18 時

■ 特別保育（延長）時間

○ 学校の授業がある日：18 時 1 分～19 時

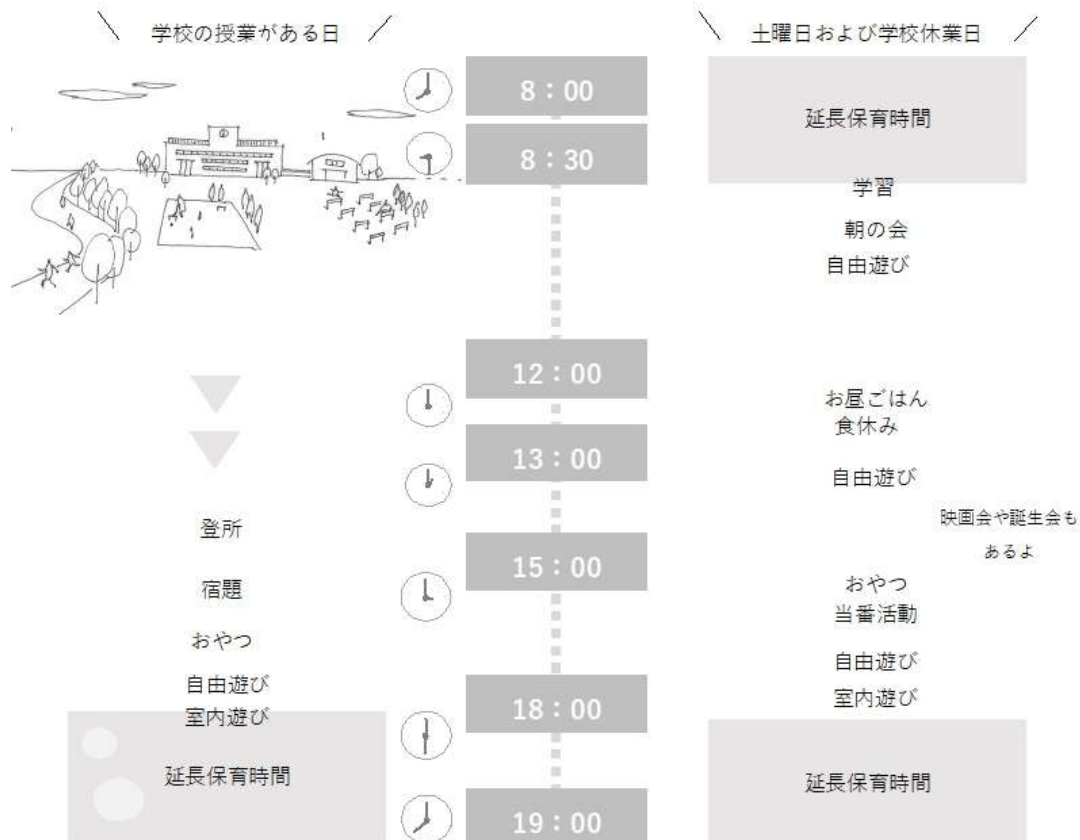
○ 土曜日・学校休業日：8 時～8 時 29 分／18 時 1 分～19 時

■ 費用

○ 育成料：月額 9,000 円（減額・免除制度あり）

○ 特別育成料：日額 500 円（月額上限 2,000 円）

○ その他：おやつ代、父母会費など

2. 学童保育クラブでの生活

3. 基本的な考え方

■ 全入制度

一斉申込期間中（例年 10 月上旬～11 月上旬）に申請があり、入会要件を満たした低学年児童と、全学年の障がいのある児童は全員受け入れている（継続する場合でも、毎年度申請が必要）

■ 高学年選考

低学年児童と障がいのある児童が優先的に入会した後に、各学童保育クラブの定員状況に応じて入会となる。高学年児童のみ学区外に第 2 希望まで申請可。

※2024 年 4 月現在、待機児童はなし

■ 育成スペース

国の基準である「児童一人につき、おおむね 1.65 m²以上」を定めて設置

■ 人員配置

おおむね児童 40 名につき職員を 2 人配置。2 人のうち 1 人以上は放課後児童支援員※を配置。

※ 保育士・小学校教諭などの資格を持っている人が、都道府県の認定資格研修を修了することで取得できる資格

■ 障がい児にかかる職員加配

障がい児（身体障害者手帳等の所持者又は市長が認めた者）の出席者数と同数の職員を配置。

4. 入会児童数の現状

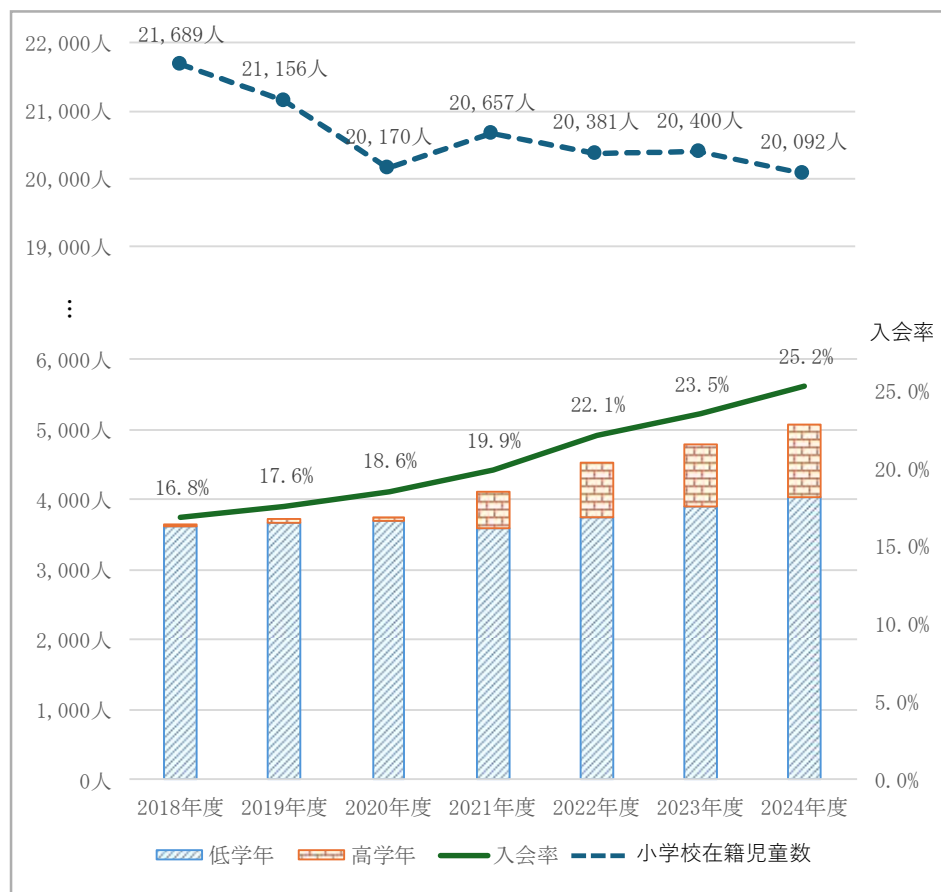


図1 学童保育クラブ入会児童数と入会率の推移

5. 育成料の現状

■ これまでの育成料の見直し

現在の育成料は月額 9,000 円だが、世帯の所得等に応じた減額・免除制度あり。

表 1 世帯区分別育成料の変遷

世帯区分	1999年度～	2005年度～	2018年度～
市民税非課税世帯	0円	0円	0円
市民税均等割のみ課税世帯	5,000円	3,000円	3,000円
市民税所得割額 48,600円未満世帯		6,000円	3,000円
市民税所得割額 48,600円以上 60,000円未満世帯			6,000円
市民税所得割額 60,000円以上 162,000円未満世帯			7,000円
市民税所得割額162,000円以上 313,000円未満世帯			8,000円
市民税所得割額313,000円以上世帯			9,000円
同一世帯 2 人目以降	2,500円	3,000円	3,000円
			1,500円

■ 受益者負担割合の考え方

町田市の「受益者負担の適正化に関する基本方針」において、学童保育クラブの受益者負担割合は 50%が適性とされている。

表 2 国・都補助金を加味した受益者負担割合の計算（単位：千円）

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
費用 (A) ※ 1	1,313,549	1,225,543	1,281,321	1,321,119	1,392,856	1,421,934	1,498,429	1,659,886
収入 (B) ※ 2	453,086	441,954	481,666	557,380	664,679	761,712	784,386	846,210
収支 (A - B = C)	860,463	783,589	799,655	763,739	728,177	660,222	714,043	813,676
利用料金収入 (D)	220,494	243,105	258,931	290,540	299,063	248,656	323,062	357,132
受益者負担割合 (D/C)	25.6%	31.0%	32.4%	38.0%	41.1%	37.7%	45.2%	43.9%

※ 1：人件費、物件費、維持補修費を計上しています。

※ 2：国庫補助金、都補助金を計上しています。

■ 他市との比較

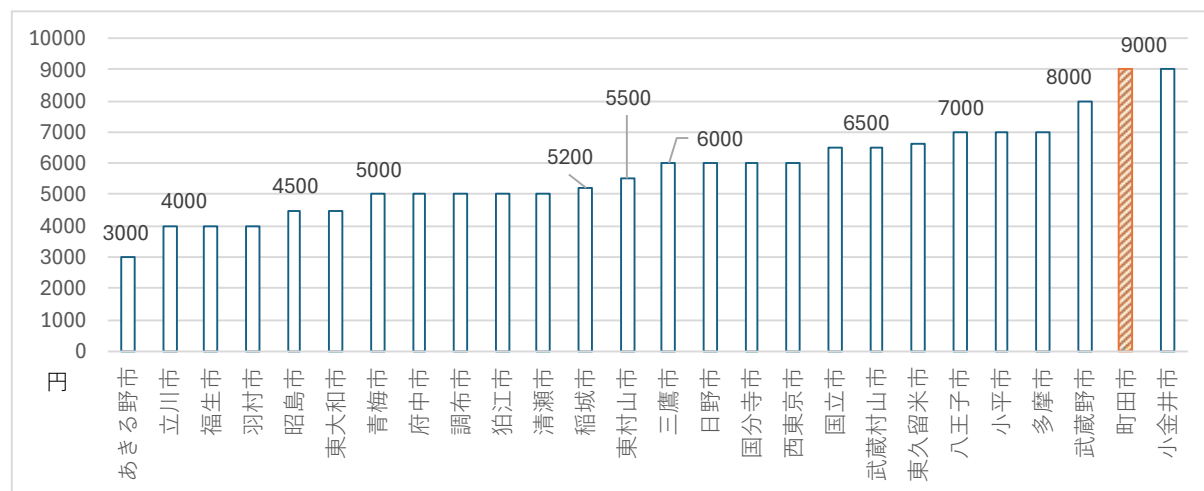


図 2 多摩 26 市における育成料比較

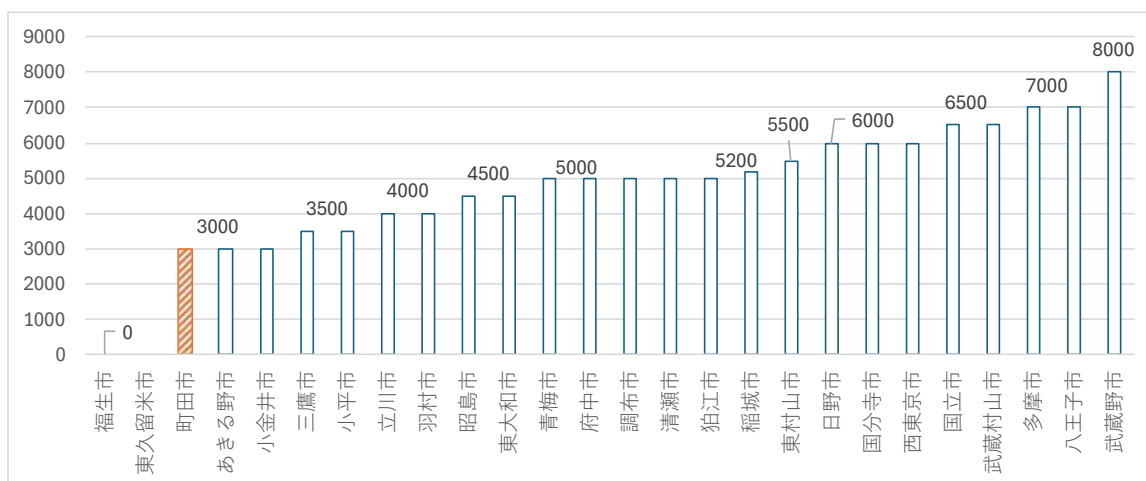


図 3 多摩 26 市における市民税均等割のみ課税世帯の育成料比較

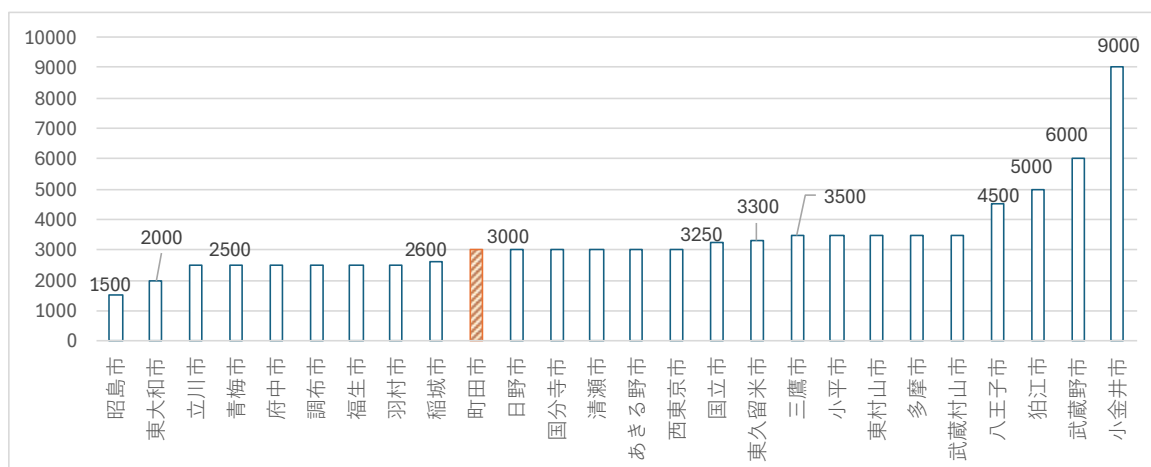


図 4 多摩 26 市における同一世帯 2 人目以降の育成料比較